

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

羽島市長

## 公表日

令和4年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の関係法令に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 被保険者に係る申請等の受理又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 一時差し止めに関する事務 (6) 保険料の徴収又は賦課に関する事務 (7) 資料の提供の求めに関する事務 番号法別表第二及びその主務省令に基づき、保険料の還付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、公金受取口座情報を取得する。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市市民部保険年金課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額認定証発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出等に関する事務 ②保険料賦課や徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	高齢者の医療に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額認定証発行、健康診査等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出等に関する事務 ②保険料賦課や徴収に関する事務 ③保健事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
平成28年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療保険システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、中間サーバー	後期高齢者医療保険システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成28年3月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢システムファイル	後期高齢システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	事後	
平成28年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額認定証発行、健康診査等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出等に関する事務 ②保険料賦課や徴収に関する事務 ③保健事業に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	高齢者の医療に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額認定証発行、健康診査等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出等に関する事務 ②保険料賦課や徴収に関する事務 ③保健事業に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療保険システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療保険システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成28年11月30日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年11月30日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第80、82、83項		事後	
平成28年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 加藤 光彦	山内 勝宣	事後	
平成29年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び限度額認定証発行、健康診査等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出等に関する事務 ②保険料賦課や徴収に関する事務 ③保健事業に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律等の関係法令に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 被保険者に係る申請等の受理又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 一時差し止めに関する事務 (6) 保険料の徴収又は賦課に関する事務 (7) 資料の提供の求めに関する事務	事後	
平成29年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	山内 勝宣	田中 文詞	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	田中 文詞	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	IVリスク対策	-	1～9項目まで新規追加	事後	様式改正に伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月22日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価書見直しに伴う変更
令和2年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月22日時点	令和2年2月28日時点	事後	評価書見直しに伴う変更
令和4年2月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療保険システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、滞納管理システム、口座システム、収納消込システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
令和4年2月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年2月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	番号法第19条第8号 別表第二 第82項	事前	
令和4年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の関係法令に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 被保険者に係る申請等の受理又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 一時差し止めに関する事務 (6) 保険料の徴収又は賦課に関する事務 (7) 資料の提供の求めに関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律等の関係法令に基づき、後期高齢者医療に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一及びその主務省令に規定されている以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1) 被保険者に係る申請等の受理又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3) 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4) 一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 一時差し止めに関する事務 (6) 保険料の徴収又は賦課に関する事務 (7) 資料の提供の求めに関する事務 番号法別表第二及びその主務省令に基づき、保険料の還付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、公金受取口座情報を取得する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	番号法第9条第1項 別表第一 第59項、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(口座登録法)第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条	事前	